

【卒業の認定に関する方針】

学則に定める修業年限以上在籍し、各学科の定める所定の時間数を履修し、かつ全科目試験において基準以上の得点をした者に対して課程修了認定を学校長が行う。併せて卒業までに以下の資質・能力を修得し、課程修了認定を受けた学生に対して卒業判定会議を実施し、課程修了を確認し学校長が卒業の認定を行う。

ディプロマポリシー（修得すべき資質・能力）

- （１） 専門的な知識・技能を獲得し、それをスペシャリストとしての職業生活において活用することができる。（自立性・実行力）
- （２） 状況を見極め適切に判断し、自己に厳しく他を思いやる心豊かな人間性をもった人材になる。（働きかけ力）
- （３） 困難な課題に対しても果敢に挑戦し、たくましく生き抜こうとする姿勢を身につける。（課題発見力）
- （４） 学園内外の活動をととして自主的、実践的な態度を身につけ、主体性をもって多様な人々と協創して学び合う態度を身につける。（主体性・協働力）
- （５） 自己啓発に努め、社会に貢献できる力を身につける。（創造力）